

務	00	01	1 年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和8年3月末まで有効)			

施 装 第 3 8 7 号
令 和 7 年 1 0 月 6 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

警察官の被服着用に関する試行運用について
見出しについては、職員一人一人が働きがいのある魅力ある職場づくりに資する観点から、下記のとおり試行運用することとしたので、所属職員に周知されたい。

記

- 1 合服の支給及び着用停止
警察官の制服の着用時期については、「青森県警察官の服制に関する規程」（昭和47年3月青森県警察本部訓令第7号）（以下「規程」という。）第2条の規定により運用しているところであるが、管理品目の合理化及び経費削減のため、合服の支給及び着用を停止する。
- 2 警察署における警察官の被服着用期間の柔軟化
職員の健康確保や業務能率の向上の観点から、各警察署において、警察署の所在地の気候等の実情に応じて、夏服又は冬服の着用期間を定めて運用できるものとする。
- 3 冬服の着用時期について
規程第2条に定める夏服の着用期間を延長し、今年度の冬服の着用時期を次のとおりとする。
 - (1) 本部所属
令和7年10月14日（火）から
 - (2) 警察署
所属の実情に応じて着用時期を定めて運用すること。
なお、本部所属の着用時期と同一で運用することを妨げるものではない。
- 4 活動服着用時のネクタイ着用の省略
受傷事故防止及び暑熱対策の観点から、「警察官の制服等着装要領」（令和7年3月6日付け施装第687号別添）第3に定める活動服の着用基準において、活動服を着用して勤務するときは、ネクタイの着用を省略できるものとする。
- 5 試行運用期間
冬服着用日から令和8年3月31日（火）まで

6 留意事項

- (1) 合服について、試行による支給及び着用停止であることから、引き続き各個人で適切に保管すること。
- (2) 被服の着用期間について、警察署単位で統一すること。
- (3) 警察署にあっては、被服の着用時期について、朝会や全体会議、メール等を活用し周知徹底すること。
- (4) 複数所属間が関係する業務については、所属ごとの着用期間によるものとするが、式典・イベント等で服装を斉一する必要性が認められるときは、関係所属間で調整し統一すること。
- (5) 隣接警察署との連携活動で、同一現場において、夏服及び冬服着用の警察官が混在する状況が想定されるが、県民から不審感等を向けられたときには、本試行の趣旨を説明し、できる限り相手の理解を得るよう努めること。
- (6) 県警察学校入校時は、本部所属の着用期間に統一し、その他管区警察学校等の入校時は、その指示に従うこと。
- (7) 「活動服を着用して勤務するとき」とは、活動服を脱いでいる場合も含めるものとする。
- (8) ネクタイ着用を省略する場合は、台襟のボタンを外すことができるものとする。
- (9) 早朝・深夜は冷え込む日もあることから、夏服を着用している所属は、必要に応じて防寒服を着用するなど、防寒対策を実施すること。

担当：施設装備課装備車両係